

大分県報

令和三年
第二一五号
六月十一日

(金 曜 日)

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（小型機船底びき網漁業）……………二
知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間（棒受け網漁業）……………五
土地区画整理事業の終了認可……………七
令和四年度大分県立農業大学校農学部学生募集……………七
落札者等の公示……………八

○ 告 示

大分県告示第四百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和三年六月十一日

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
東京都新宿区新宿四丁目三—二十三
株式会社 ワールドリゾートオペレーション
代表取締役 田村 佳克
- 特定事業場の所在地及び名称
別府市大字野田二十二
ゆとりろ別府

大分県知事 広 瀬 勝 貞

3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
ハ 入浴施設

種	入浴施設
力	三基

能	〇・三 m ³ /基
---	-----------------------

工事着手予定年月日	—
工事完成予定年月日	—

使用開始予定年月日	許可後
-----------	-----

使用時間	連続
------	----

一日当たりの使用時間	二時間
------------	-----

使用の季節的変動	なし
----------	----

汚水等の一日当たりの量	通常の値	最大の値
-------------	------	------

項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	大腸菌群数
単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ³
値	五・八〇八・六	二〇〇	一五〇	二五〇	五〇	一〇	—
最大の値	五・八〇八・六	三〇〇	二〇〇	三〇〇	八〇	一五	—

汚水等の処理の方法	生物化学的処理
-----------	---------

種類	生物化学的処理
----	---------

処理方式	接触ばっ気方式+三次処理
------	--------------

力	二〇五人槽
---	-------

構造	FRP製
----	------

主要寸法	縦一二・二m×横九・六m×高さ三・九七m
------	----------------------

工事着手予定年月日	既設
-----------	----

等 の 汚 水	項 目	一日当たりの排出水量		排 水 口 名	5 排 出 水 の 量 及 び 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 間 隔	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日																			
		mg/l	mg/l			mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l							mg/l	mg/l	単位	単位															
等 の 汚 水	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	通 常 の 値	No.1	5 排 出 水 の 量 及 び 汚 染 状 態 の 値	大 腸 菌 群 数	り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	水 素 イ オ ン 濃 度	項 目	使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 間 隔	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日																		
																			mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	単位	単位						
																			九・六	四・八	五・八 〇・八・六	通 常 の 値	六 九・五	一	一 〇	五 〇	二 五 〇	一 五 〇	二 〇 〇	五・八 〇・八・六	処 理 前	通 常 の 値	三 一・五	処 理 前	通 常 の 値	既 設
																			一 二・二	七・三	五・八 〇・八・六	最 大 の 値	八 八	三、〇〇〇 以下	五	三 〇	三 〇	二 〇	一 〇	五・八 〇・八・六	処 理 後	最 大 の 値	三 一・五	処 理 後	既 設	
<p>大分県告示第四百十九号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条第二号に掲げる小型機船及び網漁業について、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。</p> <p>令和三年六月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和三年六月十一日から同年七月二日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所</p>																																				

制限措置(規則第11条関係)					申請期間			
漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	作業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
小型機船底びき網漁業	手練第2種こぎ網漁業	1隻	5トン未満	48キロワット(15)以下	津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から90度(磁針方位)の線と佐伯市蒲江深島頂上から90度(磁針方位)の線との間の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域並びに次のリ、ヌ、ル、ヲ、ウ、カ、ヨ、タ及びビシの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点 ロ イの点から90度(磁針方位)の線と津久見市保戸島高甲岩と佐伯市上浦蒲戸埼とを結んだ線との交点 ハ 蒲戸埼 ニ 佐伯市大入島唐船鼻 ホ 唐船鼻と佐伯市鶴見白埼とを結んだ線と同市鶴見野崎鼻と佐伯市竹ヶ島頂上とを結んだ線との交点 へ 野崎鼻 ト 佐伯市鶴見切ノ鼻うどの口 チ 同市鶴見白埼 リ 佐伯市鶴見宇土鼻 ヌ 宇土鼻と津久見市保戸島高甲岩とを結んだ線と佐伯市鶴見白埼と同市鶴見高手島頂上とを結んだ線との交点 ル 高手島頂上 ヲ 佐伯市鶴見先ノ瀬頂上 ウ 佐伯市鶴御埼 カ 同市蒲江芹埼 ヨ 同市蒲江深島東端 タ 同市蒲江深島西端 シ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点	1月1日から12月31日まで	佐伯市(弥生、本匠、宇目、直川及び蒲江を除く。)に住所を有する者	令和3年6月11日から同年7月11日まで
	手練第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第33号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
	手練第3種なまこ	定めなし	3トン未満	定めなし	共第34号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から	当該共同漁業権の	周年

令和三年六月十一日

大分県報(三三六)

三

けた網漁業						翌年の3月31日まで	組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	
手練第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第35号の共同漁業権の漁場区域内		10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
手練第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第36号の共同漁業権の漁場区域内		10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
手練第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第37号の共同漁業権の漁場区域内		10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、5に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 5 この告示に係る許可の有効期間は、以下のとおりとする。
 - 「手練第2種こぎ網漁業」 許可通知日から令和3年8月31日まで
 - 「手練第3種なまこけた網漁業」 令和3年9月1日から令和8年8月31日まで



大分県告示第四百二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第四条第一項第九号に掲げる棒受け網漁業について、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和三年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年六月十一日

大分県報（告示）

五

制 限 措 置（規則第11条関係）

漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
棒受け網漁業	いか棒受け網漁業	37隻	5トン未満	定めなし	大分県佐伯市上浦蒲戸崎から真方位90度の線及び宇土崎突端から大分県佐伯市蒲江深島西端を結んだ直線及び大分県佐伯市蒲江深島東端から真方位83度35分の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月1日から9月30日まで	佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者	令和3年6月11日から同年7月11日まで

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 この告示に係る許可の有効期間は、令和3年8月1日から同年9月30日までとする。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。

大分県告示第四百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了を認可した。

令和三年六月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称又は氏名

馬 締 順 次

馬 締 光 則

樋 田 請 子

馬 締 芳 文

上 田 由 希 子

馬 締 孝 弘

馬 締 尚 久

馬 締 和 久

馬 締 サツキ

安 達 京 子

二 土地区画整理事業の名称

臼杵市久保第三土地区画整理事業

三 事業施行期間

令和二年一月十七日から令和三年五月三十一日まで

四 施行地区

臼杵市大字市浜字坪井迫及び臼杵市大字戸室字小野の各一部

五 施行認可の年月日

令和二年一月十七日

六 終了認可の年月日

令和三年五月三十一日

○ 公 告

令和四年度大分県立農業大学校農学部を次のとおり募集する。

令和三年六月十一日

一 募集定員

六十人

二 修業年限

二年

三 入学料

五千六百五十円

四 授業料

年額 十一万八千八百円

五 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 高等学校を卒業した者及び令和四年三月卒業見込みの者

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条の規定に該当する者

六 試験区分

1 推薦入学試験

2 一般入学試験

七 試験方法

1 筆記試験

2 面接試験

八 筆記試験の科目

1 推薦入学試験

必須科目 小論文及び数学Ⅰ

2 一般入学試験

必須科目 国語総合及び数学Ⅰ

選択科目 生物基礎、コミュニケーション英語Ⅰ（英語Ⅰ）、農業と環境のうちから

一科目選択

九 出願手続

入学願書に次の書類及び入学考査料（二千二百円）を添えて大分県立農業大学校に提出すること。

1 受験票

2 最終学校の調査書

3 写真（最近三箇月以内に撮影した無帽・正面・上半身で縦四cm×横三cmのもの）二葉

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年六月十一日

大分県報（告示・公告）

（裏に氏名を明記すること。）

- 4 健康診断書（令和二年度以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）
- 5 履歴書（令和二年度以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）
- 6 推薦書（推薦入学試験受験者のみ必要）
- 7 返信用封筒（定形長形三号封筒に四百四円分の切手を貼り、受験者の郵便番号、住所及び宛名を明記し、「農学部入学試験受験票在中」と朱書きすること。）
- 十 願書受付期間
 - 1 推薦入学試験
令和三年九月二十二日（水）から同年十月六日（水）まで。ただし、郵送の場合は同日の消印のあるものまで受け付ける。
 - 2 一般入学試験
令和三年十一月二十二日（月）から同年十二月六日（月）まで。ただし、郵送の場合
は同日の消印のあるものまで受け付ける。
- 十一 試験期日
 - 1 推薦入学試験
令和三年十月十九日（火）午前九時二十分から
 - 2 一般入学試験
令和三年十二月二十一日（火）午前九時から
- 十二 試験場所
豊後大野市三重町赤嶺二千三百二十八番地一
大分県立農業大学校
- 十三 合格発表
大分県立農業大学校
- 1 推薦入学試験
令和三年十月二十二日（金）正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人宛て通知
する。
- 2 一般入学試験
令和三年十二月二十四日（金）正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人宛て通
知する。
- 十四 その他
受験についての問合せは、大分県立農業大学校教務課（電話〇九七四―二二―七五八
二）にすること。

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年六月十一日

大分県知事 広瀬 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

再生P P C複写紙 A 4（年間単価契約）

予定数量 一万九千六百八十箱（一箱 二千五百枚）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

大分事務器株式会社 代表取締役 安達 茂

大分市花津留一丁目十三番三号

五 落札金額

千七百三十八円（一箱当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年二月十六日